

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年12月25日

中止

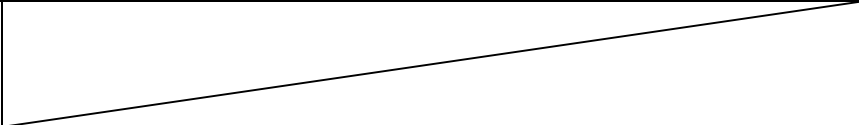
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tokusitu/tokuteikojinnjyouhouhogoheyuka.htm

執行機関名 北海道知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定疾患(治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る治療研究費(特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費に相当するものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1第1の項 特定疾患(治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る治療研究費(特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費に相当するものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号) 第1条	特定疾患治療研究事業実施要綱 第1

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>第1 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病(難病法第5条第1項に規定する指定難病をいう。以下同じ。)以外の疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるため、特定疾患治療研究事業を推進することにより引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>特定疾患治療研究事業実施要綱 北海道特定疾患治療研究事業実施要領 北海道特定医療費支給認定実施要綱</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務 59条の3項1号 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号、第8第1項、第15第2項、第16及び第17
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	特定疾患医療受給者証の交付認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59条の3項1号ニ 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3各項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第2項、第4項、第6項及び第7項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59条の3項1号ホ 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第8第1項 特定疾患治療研究事業実施要綱第16第1項 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号エ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号エ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第4項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(オ)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 1 号へ 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 1 号ト 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 1 号チ 省令 3	北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める特定個人情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
---------------	----------------------------	----------------------------

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務 59条の3項1号リ 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
-------	---------------------------	---

②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
--------	---------------------------------	---------------------------------

③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
---------------	-------------------------------	-------------------------------

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務 59条の3項1号ヌ 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
-------	---------------------------	---

②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
--------	---------------------------------	---------------------------------

③提供を求める特定個人情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
---------------	--------------------------	--------------------------

特定個人情報8

①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 1 号 ル 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 1 号 ヲ 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

特定個人情報10			
①根拠規定	番号法別表第二主務 省令	59条の3項1号ワ	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者		国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報		地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
特定個人情報11			
①根拠規定	番号法別表第二主務 省令	59条の3項1号ハ1	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報		健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報12			
①根拠規定	番号法別表第二主務 省令	59条の3項1号ハ2	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報13		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59条の3項1号ハ3 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報14		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59条の3項1号ハ4 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報15		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59条の3項1号ハ5 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号、第8第1項及び第17
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務	特定疾患医療受給者証の交付認定の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号ニ 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項各号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号エ 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3各項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第2項、第3項、第5項及び第6項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号ホ 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項各号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号エ 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3各項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第2項、第3項、第5項及び第6項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号へ 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第8第1項 特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号イ
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める特定個人情報	特別障害給付金関係情報	特別障害給付金関係情報
---------------	-------------	-------------

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務 省令 59 条 の 3 項 2 号 ト	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務 省令 59 条 の 3 項 2 号 チ	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務 省令 59 条 の 3 項 2 号 リ	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条

②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務 省令 59条の3項2号ヌ	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務 省令 59条の3項2号ル	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報9		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の 3 項 2 号 ヲ	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の 3 項 2 号 ヲ	特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号カ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(キ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第2項第2号① 北海道特定医療費支給認定実施要綱第5第3項第1号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条
②情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報	地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

特定個人情報11		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号 ハ1 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報12		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号 ハ2 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報13		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号 ハ3 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報14		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号 ハ4 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報15		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 2 号 ハ5 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア及びイ 特定疾患治療研究事業実施要綱第5第2項第4号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定医療費支給認定実施要綱第3第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

事務3		(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第2号及び第3号、第5号第2項及び第17	
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条の特定医療費の支給の調整に関する事務	特定疾患受給者証の交付の調整に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 1 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア	
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 12 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア	
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	
特定個人情報3			

①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 13 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 14 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 15 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		

①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 16 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 ロ 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 3 号 ハ 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 3 項 3 号ニ 省令	特定疾患治療研究事業実施要綱第4第1項第3号ア 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第1項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第3項第1号オ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第4第6項第1号ア(カ) 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第1項第1号 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第5第3項第1号ウ 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第3号ア
②情報提供者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 4 号 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第12
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十三条第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	特定疾患医療受給者証の記載事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務 59 条 の 項 4 号 省令 3	特定疾患治療研究事業実施要綱第12 北海道特定疾患治療研究事業実施要領第7第1項第1号及び第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報